

旧富岡倉庫地区における土壌汚染調査の最終結果について

昨日 11 月 17 日、国（財務省関東財務局横浜財務事務所）から、旧富岡倉庫地区における詳細調査の結果について、「国有地土壌汚染詳細調査」の報告書を受領しました。

今回の調査は、21 年度に国が実施した概況調査で、敷地西側の 3 区画（1 区画は 30m × 30m）に第二種特定有害物質である「鉛及びその化合物」が検出されたことから、当該区画における汚染の平面及び深度方向への広がりを確認するため、国が実施したものです。その結果、調査対象 27 区画（1 区画は 10m × 10m）のうち 17 区画で汚染が確認されました。

報告書では「当施設は、柵で囲われて容易に立ち入ることができず、土壌がアスファルト等で覆われており、周辺への飛散はないと考えられる」とされており、直ちに周辺への健康被害が及ぶものではないと考えられますが、引き続き、国に対して適切な対処を求めています。

1 土壌汚染調査の結果について

(1) 調査期間

平成 22 年 9 月 13 日～10 月 4 日

(2) 土壌汚染の状況

ア 第二種特定有害物質（重金属等）

調査対象区画数 27 区画（1 区画は 10m × 10m）

汚染区画総数 17 区画

内訳

	鉛およびその化合物
汚染区画	17 区画
（含有量基準値） ¹	150mg/kg
（検出濃度） ²	160～1400mg/kg
うち深度汚染区画 ³	10 区画

1 土壌 1 キログラム（kg）に対する物質質量（mg）の濃度に関する基準。【土壌汚染対策法】

2 検出濃度は、概況調査と詳細調査から特定した下限値と上限値を記載。

3 深度方向（表層から 5 メートル）における調査で汚染が確認された深さは、5～50センチメートルの範囲。

イ 調査範囲および汚染区画

裏面の図面を参照してください。

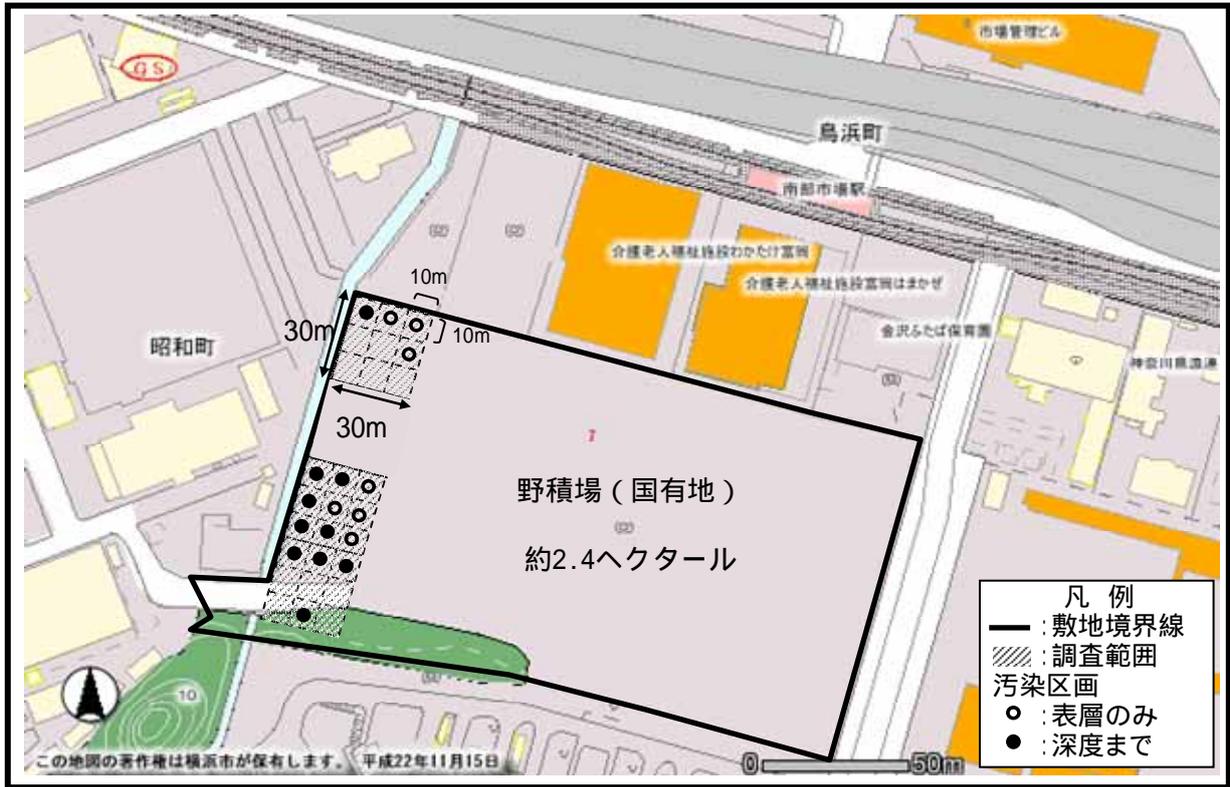
2 跡地利用の取組について

横浜市では、平成 19 年 3 月に策定した「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、旧富岡倉庫地区については「海と丘を結ぶ産業創造空間」の形成を目指しており、現在、跡地利用の具体化に向けた検討を進めています。

お問い合わせ先

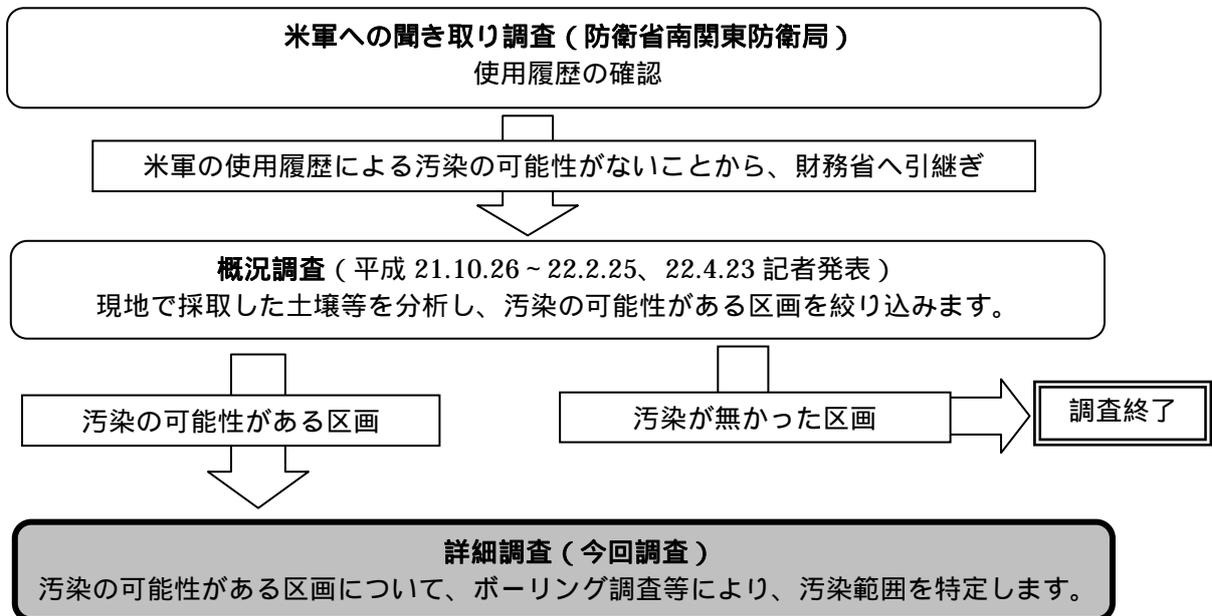
都市経営局基地対策課 担当課長 佐藤 康博 Tel 045-671-2060

調査範囲及び汚染区画



表層は地表面（0 cm）～ 5 cm まで、深度は5 cm～ 50 cm までとなります。

【参考】土壤汚染調査の流れ



次頁の「参考資料」は、22年4月23日に記者発表したときの資料です。

「旧富岡倉庫地区土壤汚染調査等（概況調査）」の概要

1 概況調査について

「旧富岡倉庫地区土壤汚染調査等（概況調査）」は、財務省横浜財務事務所が野積場において、土壤の採取・分析により、土壤汚染を把握するため、次の内容により実施したものです。

(1) 調査業務の概要

業務名称：土壤汚染調査等（土壤汚染概況調査）

履行期間：平成 21 年 10 月 26 日から平成 22 年 2 月 25 日まで

目 的：土壤汚染の状況を把握するため表層土壤調査や土壤ガス調査を行う。

(2) 調査内容

ア 表層土壤調査

表層(地表から深さ 5cm まで)の土壤及び 5～50cm の深さの土壤を採取し、土壤含有量調査及び土壤溶出量調査を実施。

(土壤汚染対策法施行規則より)

土壤含有量調査：土壤に含まれる特定有害物質の量の測定

土壤溶出量調査：土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定

イ 土壤ガス調査

地表から 80～100cm の深さの土壤ガスの採取・分析を実施。

2 概況調査の結果概要

(1) 調査対象物質及び検出物質

25 物質（土壤汚染対策法の 25 指定物質）を対象とした調査を行い、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物 11 物質）では、土壤ガス中における対象物質の有無を調査しましたが検出されませんでした。

第二種特定有害物質（重金属等 9 物質）については、含有量調査と溶出量調査を行い、含有量調査において「鉛及びその化合物」の 1 物質が土壤汚染対策法の指定基準値を超過しました。

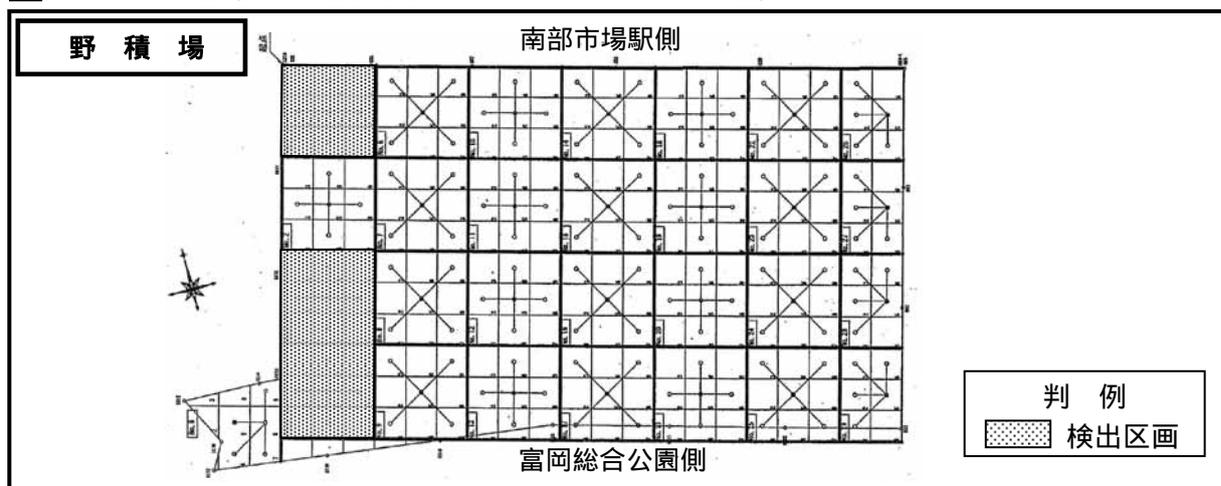
第三種特定有害物質（農薬等 5 物質）については、溶出量調査を行い、基準値内もしくは検出されませんでした。

表 調査対象物質及び調査結果

調査対象物質		土壌調査結果	備考
第一種 (揮発性有機化合物)	ベンゼン	不検出	
	テトラクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	ジクロロメタン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
第二種 (重金属等)	鉛及びその化合物	基準超過(160mg/kg、170mg/kg、510mg/kg)	含有量調査基準値 150mg/kg
	砒素及びその化合物	基準内	
	ふっ素及びその化合物		
	カドミウム及びその化合物		
	六価クロム化合物	不検出	
	シアン化合物		
	水銀及びその化合物	基準内	
	(うちアルキル水銀)	不検出	
	セレン及びその化合物	基準内	
ほう素及びその化合物			
第三種 (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	基準内	
	シマジン		
	チラウム		
	チオベンカルブ		
	有機りん化合物		

(2) 検出された範囲

第二種特定有害物質のうち「鉛及びその化合物」が、敷地西側一部(3区画)で検出されました。(1区画の大きさは30m×30mです。)



) この図は、横浜財務事務所が実施した調査の報告書をもとに横浜市が作成したものです。

3 詳細調査の計画

今回の概況調査結果に基づき、財務省横浜財務事務所では、今年度、野積場において詳細調査(概況絞込み調査)を実施します。